

令和4年度

宮崎地方最低賃金審議会
第1回自動車(新車)小売業
最低賃金専門部会

開催日時 令和4年10月6日(木)
午前10時00分～

開催場所 宮崎合同庁舎4階
基準部大会議室

宮崎労働局

会 次 第

- 1 部会長及び部会長代理の選出
- 2 資料説明
- 3 基本的見解の表明及び金額について
- 4 金額審議
- 5 その他

1 部会長及び部会長代理の選出

部会長（ ） 部会長代理（ ）

2 資料説明

3 基本的見解の表明及び金額について

4 金額審議

5 その他

令和4年度
宮崎地方最低賃金審議会
第1回自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会資料

宮崎労働局

令和4年度宮崎地方最低賃金審議会
第1回自動車（新車）小売業最低賃金専門部会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会自動車（新車）専門部会委員名簿	1
2	宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	3
3	最低賃金審議会令第6条第5項の採用に関する基本的考え方	5
4	特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）	9
5	令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	13
6	全国の特定最低賃金一覧（令和3年度）自動車（新車）小売業	17
7	全国の令和4年度地域別最低賃金額改定の答申状況（厚生労働省）	21
8	宮崎県最低賃金年次別最低賃金額及び引上額・引上率等一覧表	23
9	令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果	25

宮崎県内の主要統計資料

10	卒業後の状況調査 令和3年3月卒業者（宮崎県）	51
11	新規高卒者の求職・求人等状況（令和4年3月末）（宮崎労働局職業安定部）	67
12	雇用失業情勢（令和4年8月分）（宮崎労働局職業安定部）	71
13	宮崎県金融経済概況(2022年10月3日 日本銀行宮崎事務所)	85
14	法人企業景気予測調査（概要）令和4年7-9月期（宮崎財務事務所）	93
15	今月の主要指標（宮崎県統計調査課 令和4年9月）	105
16	主要経済指標 新車登録・届出台数（みやぎん経済研究所 調査月報 10月号）	117

全国の主要統計資料

17	令和4年6月28日中賃（第1回目安小委員会）資料	125
	主要統計資料 全国統計資料 有効求人倍率・賃金・春季賃上げ妥結状況	
	都道府県統計資料 県民所得・雇用情勢・消費者物価指数	
18	令和4年7月12日中賃（第2回目安小委員会）資料	153
	資料 令和4年賃金改定状況調査結果	
	令和3年賃金分布に関する資料	
19	月例経済報告 九州地域（令和4年9月内閣府）	173

別途配布 最低賃金決定要覧

宮崎県の賃金

追加資料 特定最賃審議状況（新車・九州）

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会委員名簿

令和4年10月1日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	三島 里都子	マリンバックス法律事務所 弁護士
労働者 代表 委員	今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合執行委員長 自動車総連宮崎地方協議会議長
	佐藤 勇二	日産サティオ宮崎労働組合執行委員長
	土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合執行委員長代行
使用者 代表 委員	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	百野 正剛	宮崎トヨペット(株) 代表取締役社長
	平澤 淳之助	(株) 日産サティオ宮崎 代表取締役社長

各側五十音順
(敬称略)

宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の、議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要事項について定めるものとする。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長（以下「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長又は3分の1以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として非公開とする。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮崎地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附則) 改正後の規程は、昭和58年7月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和元年8月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について

平成 3年12月17日 制定

平成 7年 6月19日 修正

平成 7年 7月11日 修正

平成13年 5月10日 修正

平成14年 7月22日 修正

1 基本的考え方

地域別・産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議運営に当たって平成4年度以降については、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することとする。

このことにより、今後は専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

2 運用方法

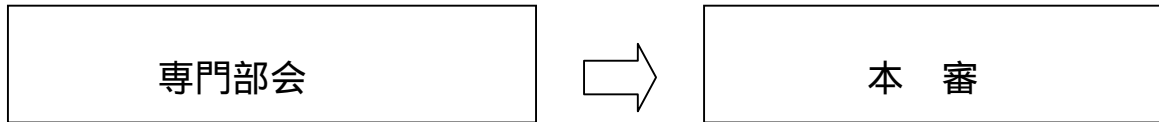
(1) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たっては、地域別・産業別最低賃金とも専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、又は、本審開催の「申立て」を行った場合については、従前どおり原則3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。

(2) 専門部会における専決に当たって「同令第6条第5項」の適用に労使双方異議のなかった場合には、直ちに他の本審委員あて関係資料を送付することとする。

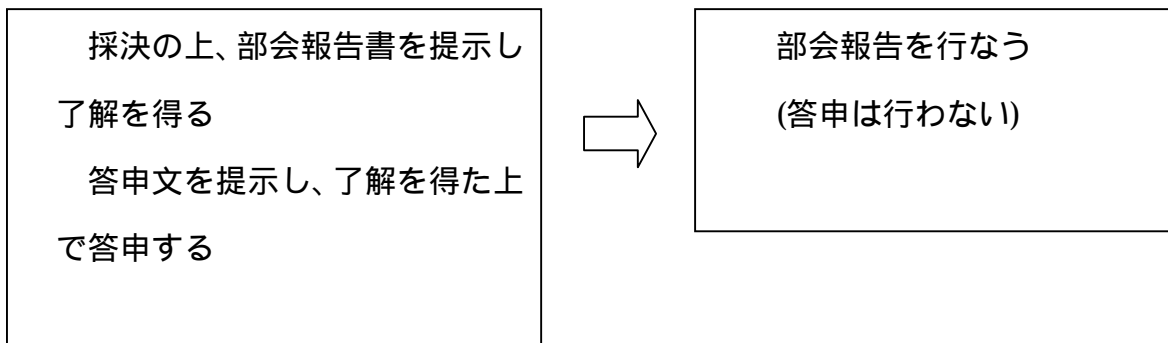
なお、以後開催される本審において、その改正審議の経過説明を行うものとする。

(3) 各年度当初に開催される運営小委員会において、当該年度の金額改正に係る専門部会の審議運営に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨公労使三者委員の合意をもって確認し、直後の本審の承認を得ることとする。

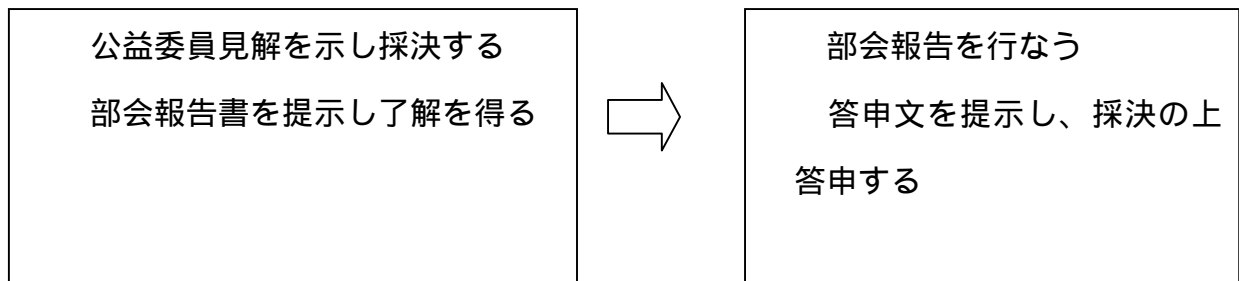
審議会令第6条5項適用の場合の流れ図



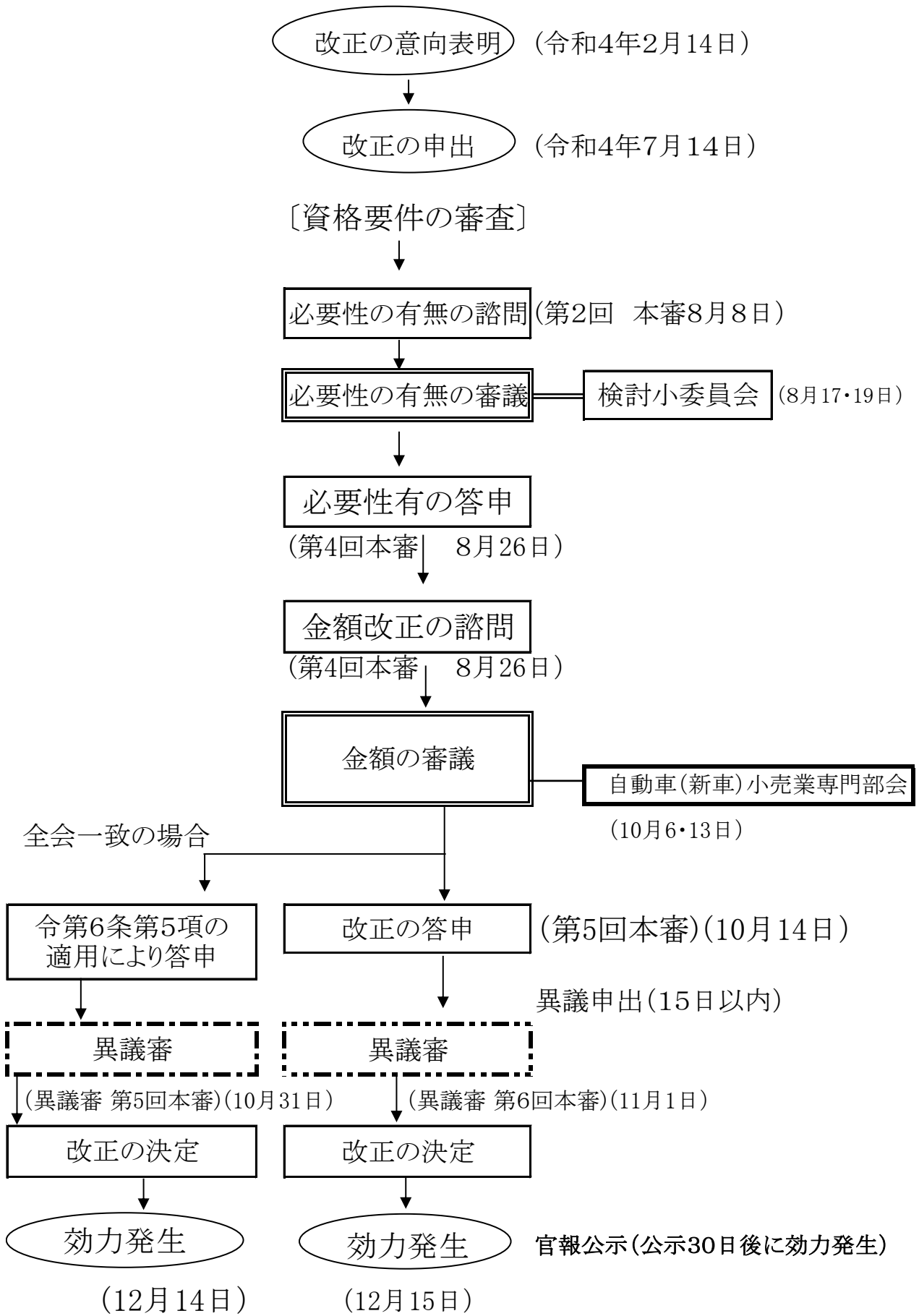
《 全会一致の場合 》



《 全会一致でない場合 》



令和4年度産業別最低賃金に係る審議の流れ図



宮崎労発基 0826 第1号
令和4年8月26日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介



特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第5号）

連合宮崎発第2022-210号
2022年 7月14日

宮崎労働局長
田中 大介 様

日本労働組合総
宮崎県連合会(連
会 長

2022年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長)
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長



以上

		地賃 特定最賃令和3年度中の改定				青字は埋没				赤字は埋没していないが、改正なし				県内の最低特賃		地賃予定	
		令和3年度	食料品	パルプ	窯業	鉄鋼業	非鉄金属	一般機械器具	精密機械	電気機械	輸送用機械	新聞出版	各種商品小売	百貨店スーパー	新車小売	自動車整備	令和4年度
青森	発効日	R3.10.6				R3.12.21				R3.12.21			R3.12.21		R3.12.21		R4.10.5
	時間額	¥822				¥929				¥859			¥852		¥890		¥853
岩手	発効日	R3.10.2				R3.12.29			R3.12.29	R3.12.29			H28.12.11	H30.12.28	R3.12.29		R4.10.20
	時間額	¥821				¥878			¥856	¥847			¥767	¥800	¥879		¥854
秋田	発効日	R3.10.1					R3.12.24			R3.12.24	R3.12.24				R3.12.24		R4.10.1
	時間額	¥822					¥910			¥861	¥907				¥869		¥853
山形	発効日	R3.10.2						R3.12.25		R3.12.25	R3.12.25					R3.12.25	R4.10.6
	時間額	¥822						¥888		¥872	¥888					¥892	¥854
福島	発効日	R3.10.1					R4.1.13		R4.1.13	R4.1.13	R4.1.13				R3.12.24		R4.10.6
	時間額	¥828					¥886		¥889	¥856	¥890				¥894		¥858
鳥取	発効日	R3.10.6								R3.12.17			H28.12.17				R4.10.6
	時間額	¥821								¥825			¥718				¥854
島根	発効日	R3.10.2				R3.11.26		R3.12.8		R3.12.26	R3.12.29			H29.11.22	R3.12.24		R4.10.5
	時間額	¥824				¥954		¥930		¥853	¥919			¥750	¥904		¥857
愛媛	発効日	R3.10.1		R3.12.25				R3.12.25		R3.12.25	R3.12.25		R3.12.25				R4.10.5
	時間額	¥821		¥951				¥957		¥921	¥962		¥822				¥853
高知	発効日	R3.10.2								R1.12.29							R4.10.9
	時間額	¥820								¥793							¥853
佐賀	発効日	R3.10.6			R3.12.9			R3.12.31		R3.12.18							R4.10.6
	時間額	¥821			¥822			¥896		¥867							¥853
長崎	発効日	R3.10.2						R1.12.7		R3.12.29	R1.11.29						R4.10.8
	時間額	¥821						¥875		¥864	¥875						¥853
熊本	発効日	R3.10.1								R3.12.15	R3.12.15			R2.12.15			R4.10.1
	時間額	¥821								¥863	¥902			¥796			¥853
大分	発効日	R3.10.6				R3.12.25	R3.12.25			R3.12.25	R3.12.25		H28.12.25		R3.12.25		R4.10.5
	時間額	¥822				¥981	¥936			¥864	¥894		¥716		¥872		¥854
宮崎	発効日	R3.10.6	H26.12.26							R3.12.24			H27.12.24		R3.12.26		R4.10.6
	時間額	¥821	¥678							¥831			¥705		¥858		¥853
鹿児島	発効日	R3.10.2								R3.12.17				H26.12.26	R3.12.16		R4.10.6
	時間額	¥821								¥842				¥693	¥872		¥853
沖縄	発効日	R3.10.8	H30.11.25	←他食料品2件									R3.11.12	H30.11.23		H30.11.18	R4.10.6
	時間額	¥820	¥769	¥683	¥686								¥853	¥770	¥770		¥853

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)

令和4年度

最低賃金に関する基礎調査結果

特定（産業別）最低賃金

宮崎労働局

目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 令和4年度影響率(未満率)一覧
- 3 業種別・就業形態別賃金特性値の比較
- 4 業種別特性値表
- 5 業種別特性値表(年度別)
- 6 賃金分布(新車、地賃)
- 7 参考資料(分布特性地等の説明)

最低賃金に関する基礎調査の概要

(特定(産業別)最低賃金適用産業分)

1 趣旨

宮崎県の特定(産業別)最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金の実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、

- ① 自動車(新車)小売業

3 調査事業所規模、調査事業所数及び調査労働者数

	適用事業所数	適用労働者数	調査事業所規模	調査事業所数	調査労働者数
自動車 (新車) 小売業	174 事業所	2,750 人	30人未満	105 事業所	1,261 人

※参考 内訳	母集団事業所数	母集団労働者数	標本事業所数	標本労働者数	規模
自動車 (新車) 小売業	92 事業所 98 事業所 —	340 人 1,529 人 —	26 事業所 79 事業所 —	124 人 1137 人 —	1~9 人 10~29 人 30~99 人

4 調査対象事項

令和4年6月1日から6月30日までの1ヶ月間(賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間)に支払われるべき賃金。

5 調査実施期日

令和4年5月16日から7月22日まで

6 調査票の審査、集計及び母集団への還元は、宮崎労働局にて行った。

令和4年度 影響率(未満率)一覧「特定(産業別)最低賃金」

件名	地域最賃	自動車(新車)
3年度最賃額(円)	821円	858円
引上げ額	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率
0円(未満率)	821円 1.41 %	858円 0.23 %
1円		859円 0.23 %
2円		860円 0.23 %
3円		861円 0.23 %
4円		862円 0.23 %
5円		863円 0.23 %
6円		864円 0.23 %
7円		865円 0.23 %
8円		866円 0.38 %
9円		867円 0.38 %
10円		868円 0.38 %
11円		869円 0.38 %
12円		870円 0.69 %
13円		871円 0.69 %
14円		872円 0.69 %
15円		873円 0.69 %
16円		874円 0.69 %
17円		875円 0.69 %
18円		876円 0.76 %
19円		877円 0.76 %
20円		878円 0.76 %
21円		879円 0.76 %
22円		880円 0.76 %
23円		881円 0.76 %
24円		882円 0.84 %
25円		883円 0.84 %
26円		884円 0.84 %
27円		885円 0.91 %
28円		886円 0.91 %
29円		887円 1.07 %
30円		888円 1.07 %
31円		889円 1.07 %
32円	853円 19.03 %	890円 1.07 %
33円		891円 1.07 %
34円		892円 1.07 %
35円		893円 1.22 %
36円		894円 1.22 %
37円		895円 1.30 %
38円		896円 1.60 %

- ・「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。
- ・「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合である。
- ・小数点以下第3位を四捨五入

業種別・就業形態別賃金特性値の比較

全て（一般＋パート）

	地域別最賃適用産業計	自動車(新車)小売業
月平均賃金額(円)	177,650	241,269
時間当平均賃金額(円)	1,221	1,481
月一人当たり労働時間数	140 時間	163 時間
第1・20分位数(円)	821	956
第1・10分位数(円)	830	1,022
第1・4分位数(円)	890	1,171
中位数 (円)	1,060	1,396
復元労働者数(人)	144,870 人	1,780 人
最賃額(円)	821	858

一般

	地域別最賃適用産業計	自動車(新車)小売業
月平均賃金額(円)	221,268	242,285
時間当平均賃金額(円)	1,325	1,484
月一人当たり労働時間数	166 時間	164 時間
第1・20分位数(円)	825	965
第1・10分位数(円)	856	1,034
第1・4分位数(円)	990	1,176
中位数 (円)	1,193	1,402
復元労働者数(人)	100,136 人	1,766 人

パート

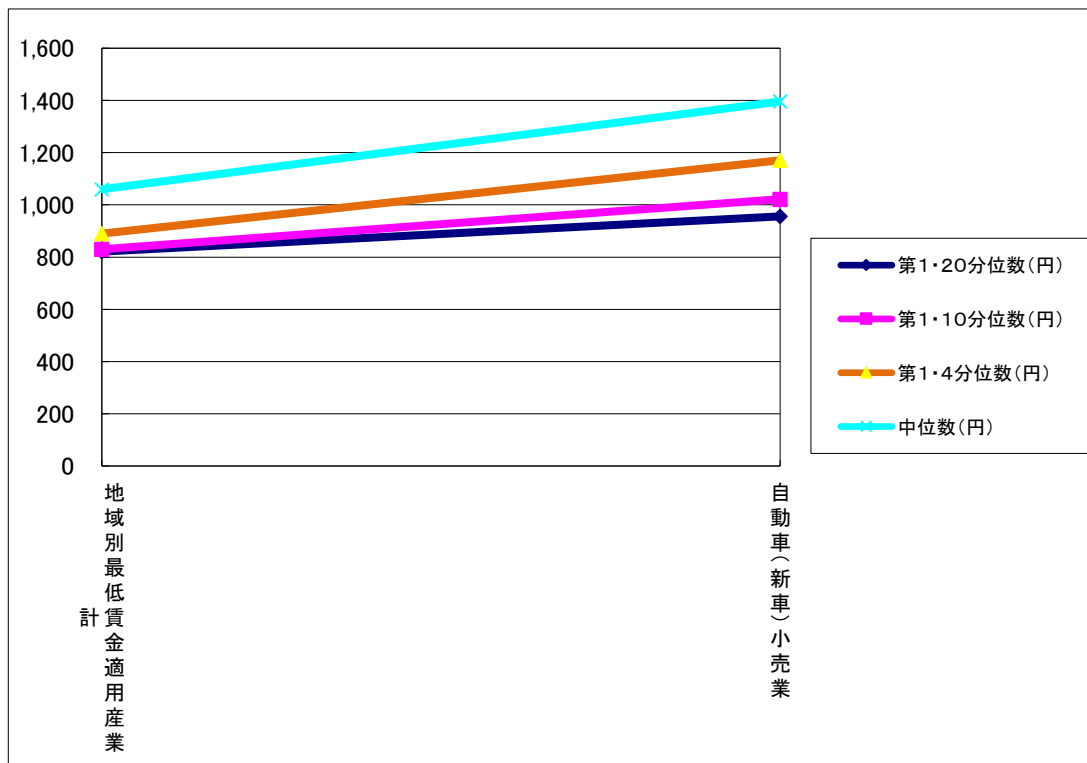
	地域別最賃適用産業計	自動車(新車)小売業
月平均賃金額(円)	80,013	108,785
時間当平均賃金額(円)	990	1,010
月一人当たり労働時間数	83 時間	107 時間
第1・20分位数(円)	821	900
第1・10分位数(円)	821	900
第1・4分位数(円)	830	900
中位数 (円)	890	1,000
復元労働者数(人)	44,734 人	14 人

※ 「パート」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者をいう。

業種別特性値表

令和4年度
全労働者

	地域別最低賃金適用産業計	自動車（新車）小売業
最低賃金額（時間額）	821	858
第1・20分位数（円）	821	956
第1・10分位数（円）	830	1,022
第1・4分位数（円）	890	1,171
中位数（円）	1,060	1,396
時間当平均賃金額（円）	1,221	1,481
月平均賃金額（円）	177,650	241,269



業種別特性値表

〔事業所規模：自動車新車小売業 1～29人〕

第1・20分位数

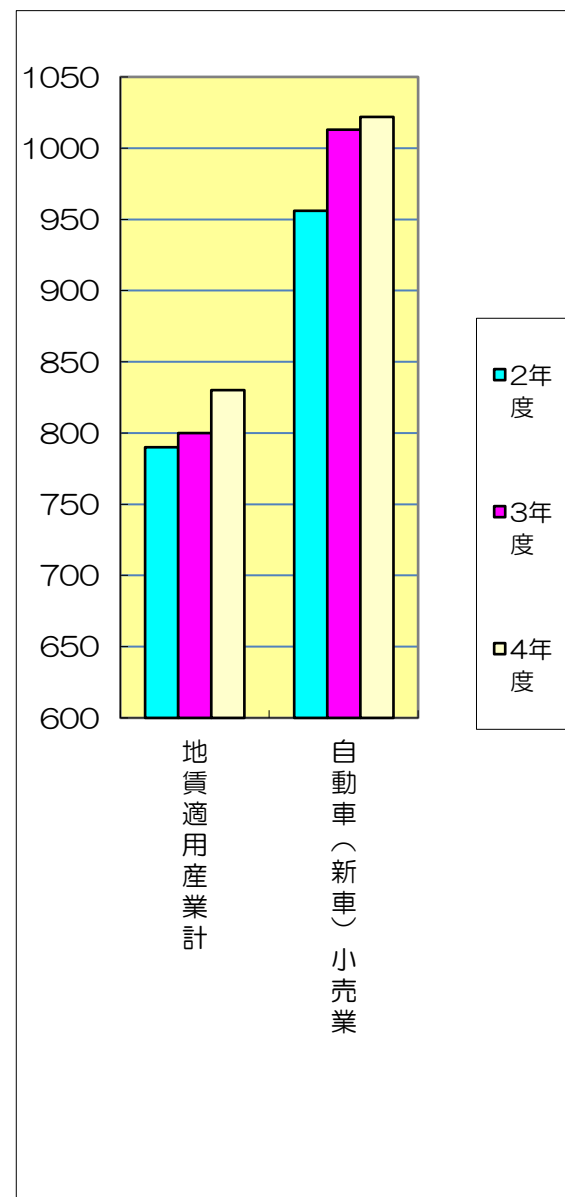
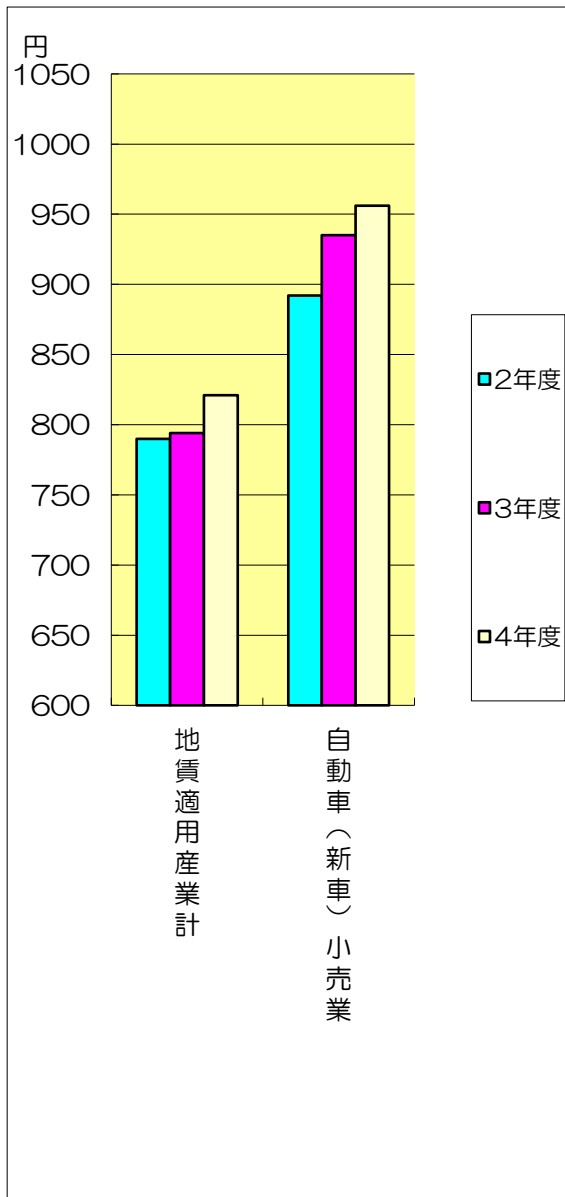
	地賃適用産業計	自動車（新車） 小売業
2年度	790	892
3年度	794	935
4年度	821	956

(円)

第1・10分位数

	地賃適用産業計	自動車（新車） 小売業
2年度	790	956
3年度	800	1013
4年度	830	1022

(円)

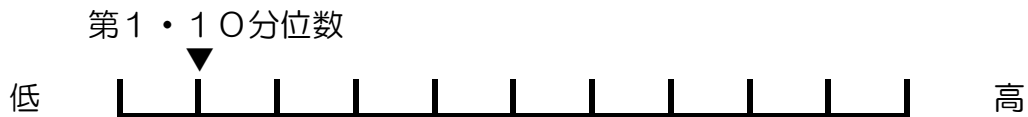


分布特性値

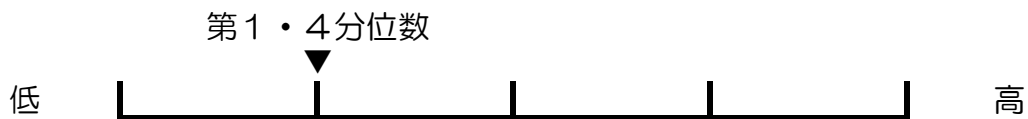
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1・10分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



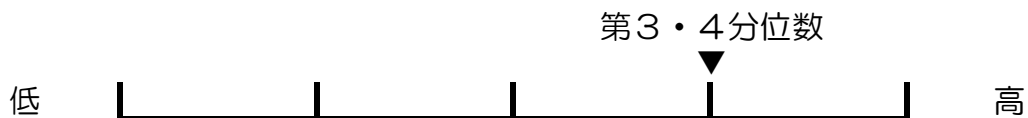
(ロ) 第1・4分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



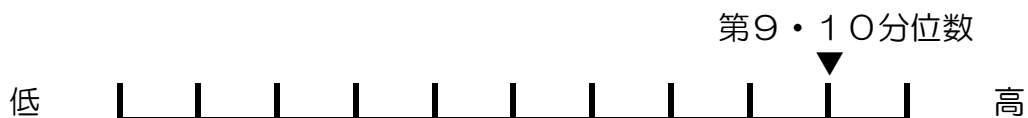
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3・4分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9・10分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

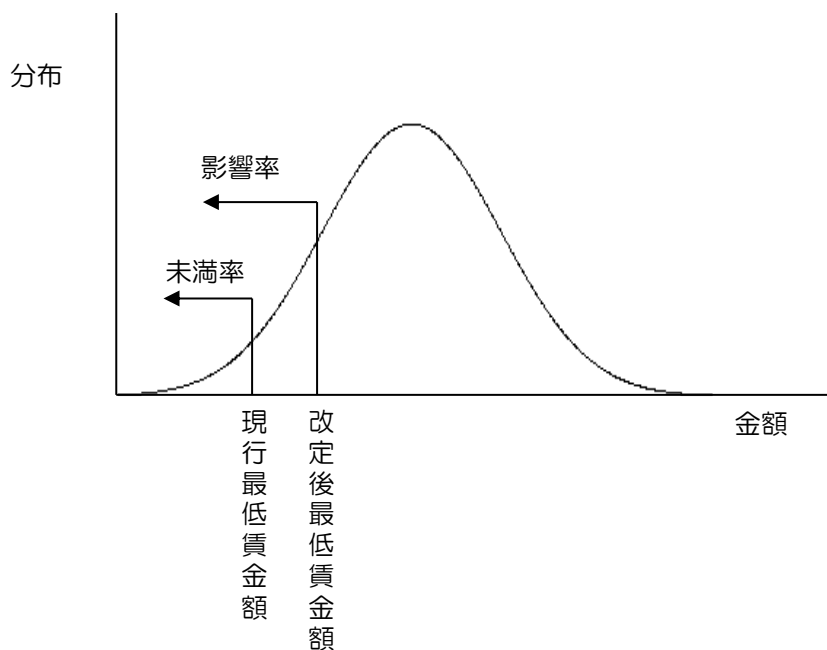
$$(イ) \text{ 4分位分散係数} = \frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(偏差係数)

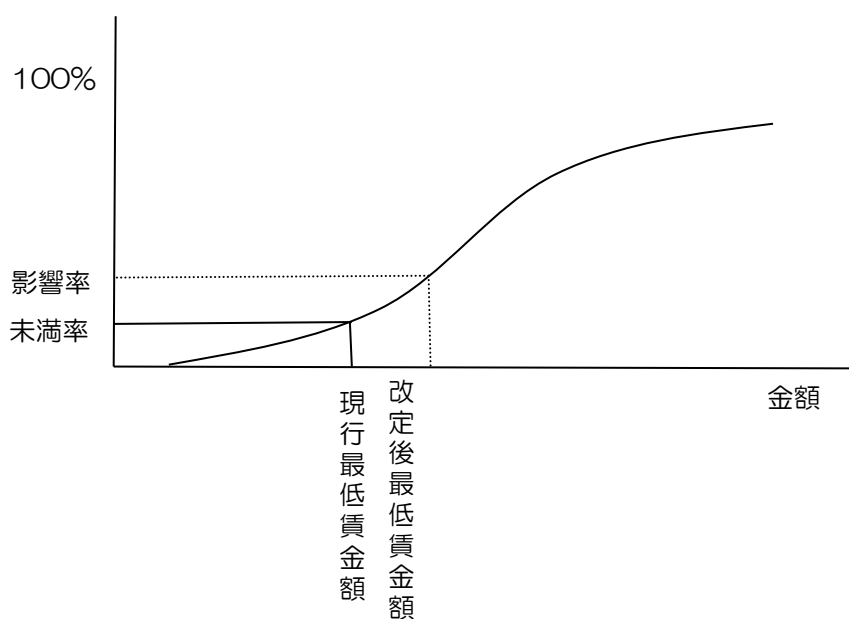
$$(ロ) \text{ 10分位分散係数} = \frac{\text{第9・10分位数} - \text{第1・10分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

未満率・影響率

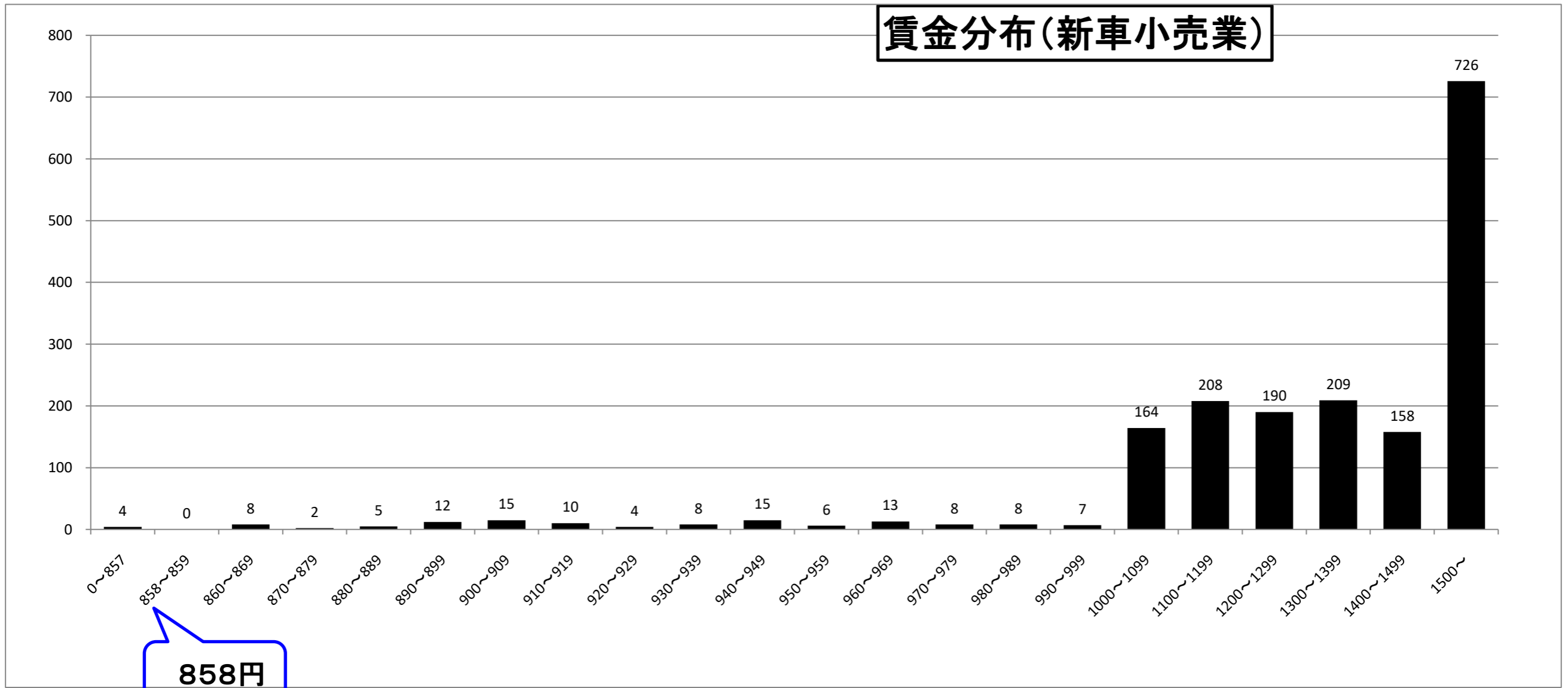
未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図で見ると、次のとおりである。



賃金分布(新車小売業)



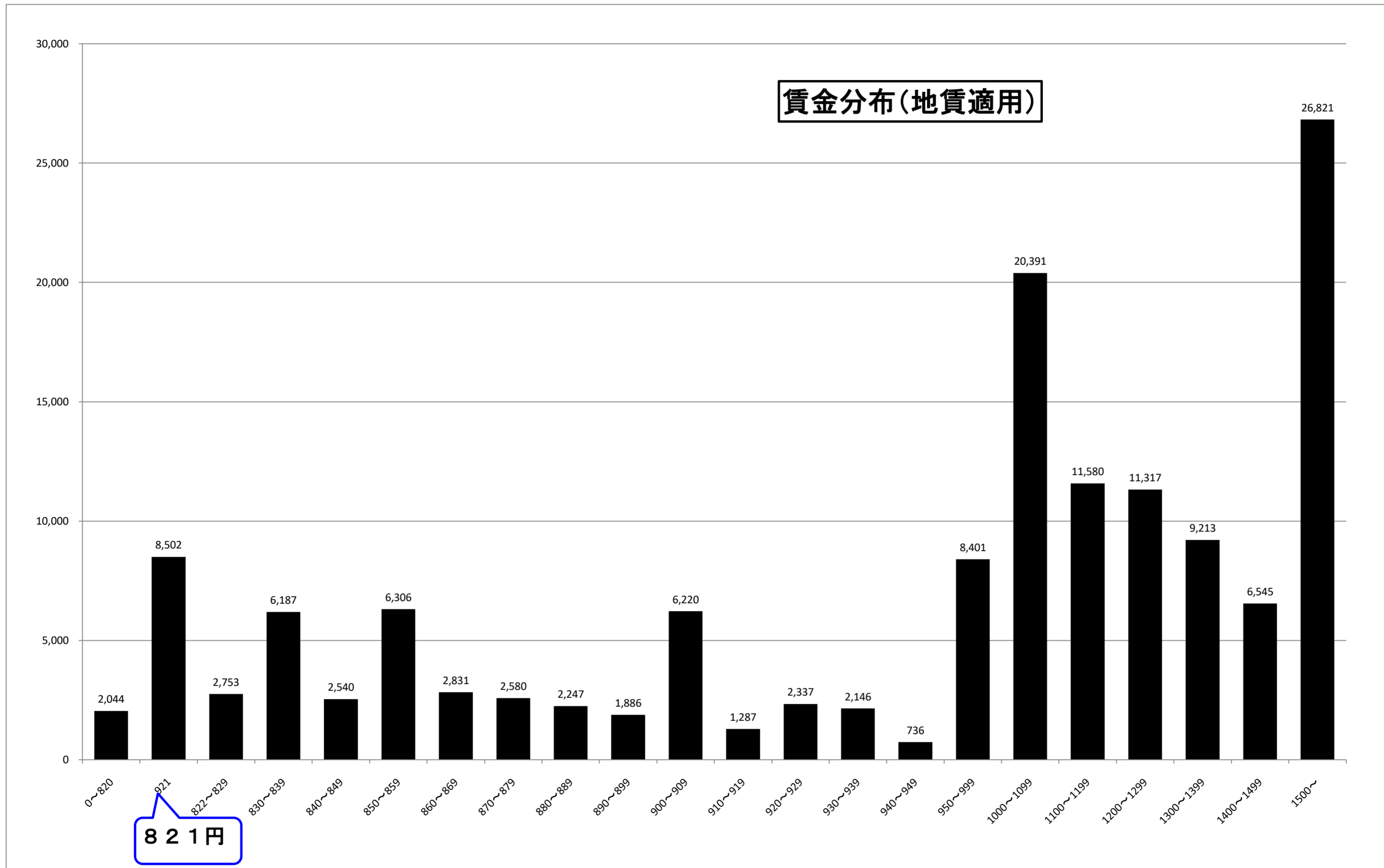
858円

R04

復元労働者

1,780人

人数



821円

R04

復元労働者 144,870人

金額